

## 本委員会の役割について

### 1 検討対象となる「市役所周辺」とは

- ▶ 本庁舎（S37建築）・市民会館（S42建築・H28解体）・市民総合施設プラザおおり（S58建築）の敷地及びその周辺の市有地（文書庫・駐車場・中央小公園）を指す。 ※資料3-1-3参照
- ▶ 上記施設の今後の方向性を一体的に考えることを通して、市役所周辺の市有地の活用法を探る。

### 2 市役所周辺整備事業全体から見た「基本構想」の位置付け

一般的な公共事業における手続きの流れ

2017 (年度)				2018				2019				2020				2021				2022				2023				2024			
10月	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7
基本構想				基本計画				基本設計 実施設計				建物本体建設工事				解体工事 外構工事															

#### 基本構想とは

事業の発案に至った現状の課題を整理した上で、事業を進めるに当たっての基本的な考え方（基本理念）と、施設が備えるべき機能といった事項を明らかにするために策定するもの。

#### 基本計画とは

基本構想を踏まえ、具体的な建設場所、規模、整備手法、スケジュール、概算事業費といった事項を明らかにするために策定するもの。

#### 基本設計・実施設計とは

基本設計では、基本計画を踏まえ、建物の諸元（構造、階数、延床面積、建物内の諸室の配置、設備等）や敷地内の建物配置、外構計画等を定め、外観や内部のイメージ図を示す。

実施設計では、基本設計に基づき、建物本体の建設工事のための詳細な図面を作成する。

### 3 基本構想の検討体制

